

被告国準備書面(2)の要旨

2018年1月10日
供託金違憲訴訟弁護団

1 平成11年以降の社会情勢の変化について

- ・平成11年に2つの選挙供託金を合憲とする最高裁判決 *→ 物価の値上がり!*
 - ・昭和57年200万円 → 平成4年300万円 この間、物価は2割近く上昇していた
 - ・平成11年 → 平成27年 物価はほとんど変化していない
- ⇒平成11年以降、300万円という供託金額を変更すべき社会情勢の変化があったとはいえない

2 平成21年国会の法案可決について

- ・参議院では可決されていない
 - ・原告が引用する議員の発言は、委員個人としての発言である
- ⇒国会全体が供託金の違憲性を認識していたとはいえない

3 諸外国の選挙制度について

- (1) 選挙制度は、小選挙区制か比例代表制か、立候補が個人か政党かなど様々な要素から成り立つものであり、供託金の有無・金額で単純に比較すべきでない

- (2) 政党に属さない個人の立候補を認めていない国

EU加盟国27カ国中、14カ国

オーストリア	ベルギー	チェコ (下院)	フィンランド	イタリア
ラトビア	ルクセンブルグ	オランダ	ポーランド (下院)	ポルトガル
スロバキア	スロベニア	スペイン	スウェーデン	

⇒これらの国では、そもそも泡沫候補濫立のおそれがない=供託金がなくても問題ない

- (3) 一定数の署名の提出等を課している国 (カッコ内は署名数)

ブルガリア (1000人)	キプロス (4人)	チェコ (上院) (1000人)
デンマーク (150~200人)	ドイツ (200人)	ギリシャ (12人)
ハンガリー (750人)	アイルランド (30人) (供託金との選択制)	
リトアニア (1000人)	マルタ (4人)	ポーランド (上院) (2000人)
ルーマニア (選挙区有権者総数の5%)		

⇒①供託金より署名の方が立候補しやすいとは必ずしもいえない

②1000人以上の署名を課す国もあり、立候補が制限されているのではない

- (4) 無所属での立候補が認められるものの、供託金を課している国 (カッコ内は金額)

ブルガリア (約99万円)	キプロス (約5万6000円)
チェコ (上院) (約10万円)	エストニア (最低月給の2倍)
アイルランド (約6万6000円)	リトアニア (約8万2000円)
マルタ (約1万2000円)	ルーマニア (最低月給の5%)
グレートブリテン及び北アイルランド (約6万6000円)	